

緊急通報システムの利用について

在宅のひとり暮らし高齢者世帯等に生じる緊急事態に対する不安の軽減を図るとともに、緊急事態に迅速に対応するため、緊急通報システムを高齢者宅に設置します。

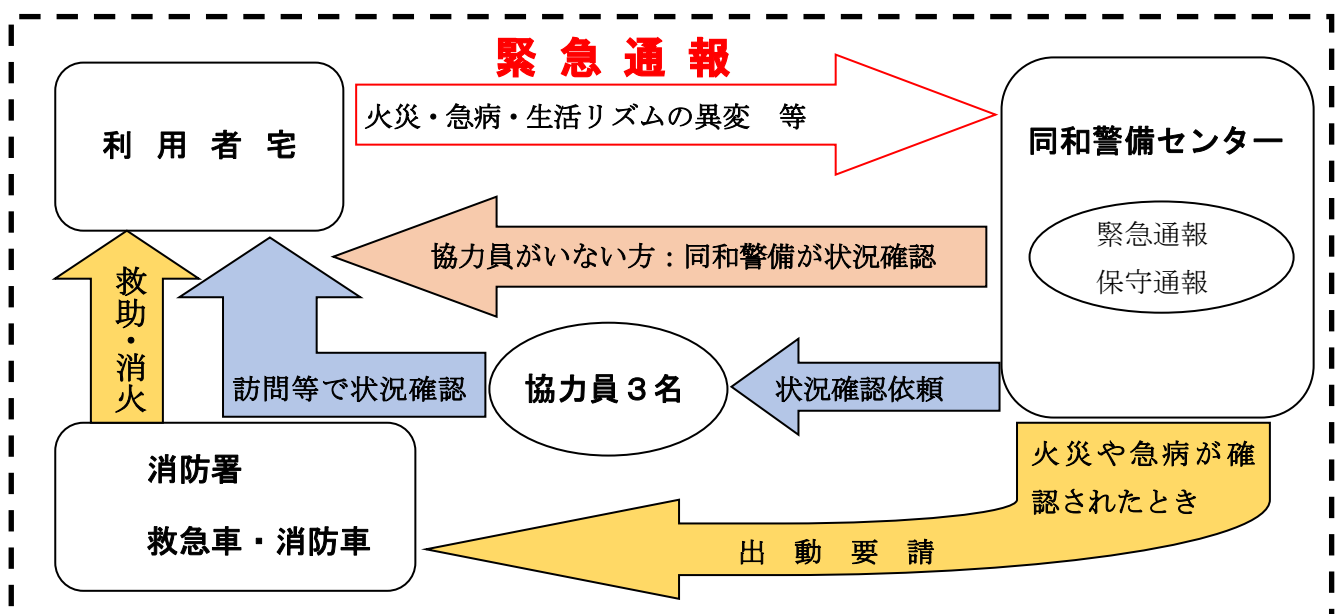
《対象者及び要件》

町内に住所を有するおおむね65歳以上の高齢者又は重度の身体障害者で次の各号のいずれにも該当するものとします。

- (1) 身体上慢性的な疾患等により、日常生活を営む上で常時注意を要する状態にある者
- (2) 同一敷地内又は同一建物内に通報できる親族が居住していない者
- (3) 住居に電話が設置されている者

《システムの利用の仕方》

緊急時に緊急通報システム機器のボタンを押したり、ドア等につけたセンサーが1日に一度も反応しないと警備会社へ通報されます。警備会社では通報を受信すると利用者宅へ電話し、電話に出ないなどの異常がある場合、関係機関や緊急連絡先へ連絡します。



《利用料》

1ヶ月あたり1,375円（税込み）となります。毎月の月末（月末が休日の場合は、月初め）に七十七銀行、仙台銀行、ゆうちょ銀行のいずれかの銀行口座から引き落としとなります。機器の設置、撤去の費用については無料です。（故障、破損、修理の要する費用は、利用者負担となります。）

《その他》

機器設置時には、壁等に釘を使って配線を固定します。また、協力員がいない場合は、合鍵を警備会社に預けていただきます。

問い合わせ先

山元町役場 地域福祉課介護保険班

電話 0223-37-1113